

平成 29 年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10. 22%	滋賀県	9. 92%
青森県	9. 96%	京都府	9. 99%
岩手県	9. 82%	大阪府	10. 13%
宮城县	9. 97%	兵庫県	10. 06%
秋田県	10. 16%	奈良県	10. 00%
山形県	9. 99%	和歌山県	10. 06%
福島県	9. 85%	鳥取県	9. 99%
茨城県	9. 89%	島根県	10. 10%
栃木県	9. 94%	岡山県	10. 15%
群馬県	9. 93%	広島県	10. 04%
埼玉県	9. 87%	山口県	10. 11%
千葉県	9. 89%	徳島県	10. 18%
東京都	9. 91%	香川県	10. 24%
神奈川県	9. 93%	愛媛県	10. 11%
新潟県	9. 69%	高知県	10. 18%
富山县	9. 80%	福岡県	10. 19%
石川県	10. 02%	佐賀県	10. 47%
福井県	9. 99%	長崎県	10. 22%
山梨県	10. 04%	熊本県	10. 14%
長野県	9. 76%	大分県	10. 17%
岐阜県	9. 95%	宮崎県	9. 97%
静岡県	9. 81%	鹿児島県	10. 13%
愛知県	9. 92%	沖縄県	9. 95%
三重県	9. 92%		

2. 適用時期

平成 29 年 3 月分（任意継続被保険者にあっては、同年 4 月分）の保険料額から適用

平成 29 年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

()内については、平成 28 年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会意見
石川	<p>◆意見</p> <p>石川支部保険料率 10.02% (9.99%)</p> <p>◆意見</p> <p>◇意見</p> <p>石川支部保険料率 10.02% (全国平均保険料率 10.00%)</p> <p>◆意見</p> <p>◇意見</p> <p>全国の支部評議会における意見の内容及び趨勢、運営委員会の審議、保険料率を取巻く種々の環境要件を踏まえ、全国平均保険料率の 10%維持を理事長が決断されたことは大変重いものと思慮する。</p> <p>しかしながら、石川支部評議会における意見は、健康保険法第 160 条第 3 項の規定に基づき、毎事業年度における収支均衡を求めるものであり、論点は保険料率の水準ではなく、法の見方や決定までのプロセス等、手続きに関する根本的なものであった。</p> <p>具体的には、条文の趣旨を真っ直ぐに読み解いた評議員の認識において、全国平均保険料率の決定が都道府県単位の保険料率を実質的に決めているという現在の審議スキームの運用は、決定される保険料率の水準がらじめ統制され、評議会の存在意義を薄めていると感じられるとことへの不信という意見であり、準備金残高水準と保険料率水準の相関に係る基準やルールの不在は、判断根拠を主観に求めることであり、その結論に至るプロセスの不透明感が、妥当性や納得性への不信に繋がっているという意見に収斂された。</p> <p>当職は協会けんぽにおける理事長の意向や考え方を自身のものとし支部運営を行う組織代理人としての責務と、石川支部における評議会の意向を尊重し支部運営を行う組織統治者としての責務を有していることを鑑み、今回示された理事長の決断とその根拠、並びに今年度開催した評議会での意見や議論の推移に対する熟考を重ねたが、平成 29 年度の保険料率</p>	<p>【事業主代表】</p> <p>その意思決定プロセスがどのようになっているのか明確にしていただきたいということは根本的な議論として申し上げたい。支部評議会での意見が 2 つあるのであれば、最終的にどのような形で意思決定するのか。そこがブラックボックスになっている以上、我々がここで真剣な議論をしても悲しい思いをするばかりである。根本的にその部分について明確にしていただきたいことが 1 つ。</p> <p>もう 1 つは昨年そういう経緯で、保険料率を引き下げるべきか据え置くべきか言っていたが、その意思決定が正しかったのかということについても PDCA を回していないと判断の質が上がっていないと思う。またしても単年度での黒字が出て、相当な余剰金が積み上がっているというところの判断の評価を、まずは意思決定した人は出していいかしないといけないと思う。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>支部評議会の位置づけや意味合いはいったい何なのか。理事長が判断した後に、支部長が意見を述べたとしても、何の役にも立たないのでないか。</p> <p>【被保険者代表】</p>

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>の可否を判断する決定的根拠を見出すことができない。したがって、本意見書では評議会から提起され当職自身も痛感した保険料率の決定に係る根本的な課題を、解決すべき付議事項として強く要請することとする。</p> <p>『付議事項』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部の收支見込みによる都道府県単位の保険料率を評議会に諮り、それらの意見を踏まえた運営委員会の審議を経た後に、理事長判断に基づいた、結果としての全国平均保険料率が算定されるという審議スキーム等への変更を検討すること。 2. 保険料率の設定に係る種々の環境要件の見通しに、納得性のある根拠や重みづけを行うことで、全国平均保険料率の議論において収支均衡料率と料率固定に二分された対立の構図を排除し、準備金残高水準と単年度収支の相関から、一定の方向性に基づいた保険料率の水準を論じることができるよう基準軸等を検討すること。 	<p>保険料率は上げるときにはすぐには上がる、下げるときには渋るといった印象をもつ。保険料率が認可されるまでのプロセスを分かりやすくしてもらいたい。余剰金があるのに、なぜ保険料率を下げられないのか。その理由付けをしっかりとし、加入者に対して伝えていく必要がある。</p> <p>【学識経験者】</p> <p>評議会が形骸化している。意見が反映されるきっかけがないと、加入者の意見が通らない。何のために評議会があるのか。機械的に決められるのではなく意味がないのではないか。</p> <p>【学識経験者】</p> <p>評議会は何の機能を果たすのか、市町村の審議会でガス抜きをしていることが多いように、この評議会でも同じことが行われている。いくら議論しても理事長が10%と判断するのではないか。都道府県ごと保険料率を分けても意味がないのではないか。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>現在の評議会議論は、すでに前提条件、ある意味でいうと結論ありきでの枝葉の部分での議論になっていて、根幹部分での議論がなされていない。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>現在の運用が安易なプロセスにより決定されていることを、広く加入者に問題提起として知らしめ、議論の必要性を国民に喚起すべき。そのためには、政治力を駆使して、仕組みを変えていかなければならない。加入者、特に経営者に対し、現実の方の見え方の見える化を行い、今の現状を認識してもらうための行動が必要。</p>

支部名	支部長意見	評議会意見
『保険料率決定の考え方について』	<p>【事業主代表】</p> <p>保険料はその年にかかった医療費を負担するためにみんなで分かち合いましょうという考え方であるのなら、余ったならお返ししますよ。足りなくなつたら追加でくださいとするべきである。将来の医療負担のことも考えて料率設定しているのであるのなら、何年先までの話であるのか聞いたい。保険料は何に対するお金であるのか不明確な部分があるから意見が2つに大きく分かれるのだと思う。今の世代から保険料を徴収するのが容易だからと徴収しているが、どこまで負担しないといけないのか、ここに明確な定義がないから納得のいく答えが出ないのでないか。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>どのくらい余剰金が積み上がったら、引き下げるのか明確なルールを決める必要がある。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>準備金残高とともに保険料率の引き下げの議論をすること自体がおかしい。他の保険制度に対する拠出金負担や国庫補助の仕組みを根本的に改め、国から国庫補助を受けることなく、協会内で完結した収支バランスをとり、後期高齢者支援金については現役世代からの負担ではなく、税金で補填すべき。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>中長期的には根本的な医療保険制度の枠組みを変えていく必要あり。短</p>	

支部名	支部長意見	評議会意見
		<p>期的には単年度収支による運用並びに国庫補助率の引き上げを求めていくべき。</p> <p>【学識経験者】 保険料率が下がることがあると示すのは大事だと思う。余剰金が全くない中では仕方ないとと思うが、あるのであれば要望に応えるのも必要ではないか。</p> <p>【学識経験者】 国は国庫補助率を引き下げる目的としているため、保険料率を引き下げるのにはなかなか導入することが難しいと思う。ただ、我々は国の人間ではないので、加入者に努力が報われるよう協会けんぽが保険者機能をより発揮してもらいたいと思う。</p> <p>【学識経験者】 石川支部の意見として、下げる要望をしていたが結果的に上がることとなつた。加入者からすると、余剰金があるのにもかかわらず、保険料率が上がるのには納得しづらい。平均保険料率よりも高い支部があれば、補填するような仕組みがあつてもいいのではないか。</p> <p><u>《保険料率の水準について》</u></p> <p>【事業主代表】 余剰金があるのであれば、引き下げるべき。原則は收支均衡保険料率となるべきところが、その運用がされていない。</p>

支部名	支部長意見	評議会意見
	<p>【被保険者代表】</p> <p>保険料率の決め方や余剰金がどのくらいあるのか、どのような理由から余剰金を積み立てているのか加入者の多くは知らない。しっかりと伝えてもらいたい。</p> <p>【被保険者代表】</p> <p>各支部の意見を見ると、どの意見も正しいと思う。従業員の立場になつてみると財政が複雑であり、保険料がどのように支出されているのか、どのような理由から保険料が上がっているのかほとんど知らない。加入者・事業主が、負担している保険料がどのように使われているのか理解できるような広報をしていく必要があると考える。</p> <p>【学識経験者】</p> <p>医師側に比べると加入者や保険者の立場は弱い。医療費の負担をしている者の意見が反映されることは少ない。加入者の意見を伝えるために、協会けんぽが強く訴えていかなければならない。加入者の意見が反映されるように訴えていかないと、医療保険のシステムが崩れる恐れがある。</p>	<p>《その他》</p>

